令和3年第4回定例会 文書質問ぬかが 和子 議員

## 回答書

## コロナ禍の健康・福祉増進の自治体の役割発揮について (1) 区民が元気に活動できる区施設などの環境整備について ①利用料などの負担について 地域学習センターや住区センターなどの施設利用料は、会場定員数を抑 える中、一人ひとりの負担感が増している。区はコロナ禍でも生涯学習活 質問の要旨 動の重要性を認めており、利用料の負担軽減については「長く続くのだと いうことになれば、当然そこについては施設の利用の在り方、値段の在り (1)方については検討すべきと思っている」と答弁している。日本医師会長は、 新型コロナウイルスとのたたかいについて「長期戦」になると言及してい る。一つ一つの活動がフレイル予防につながるとの観点からも、利用料の 負担軽減策をただちに検討し行うべきと思うがどうか。 公共施設の利用料は受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理等に要 する費用の一部を施設利用者の皆様に負担いただいているものであり、施 設を利用しない方との「負担の公平性」を確保することが必要となります。 また、屋内で大声での歓声等が想定される場合を除き、現在は新型コロ ナウイルス感染症拡大防止による施設利用定員の抑制は実施していない 口 答 ため、ただちに施設利用料の引き下げを行うことは考えておりません。し (1)かしながら、今後、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い定員抑制等を実 施する段階となりましたら、施設利用料の負担軽減策を検討してまいりま す。 (担当所管:総務部 資産管理課) ②区民が集える施設のあり方について 区民が発表をするのに適している中小規模ホール数は、30年前と比べて も減っており、梅田・竹の塚しか使えない状況だ。そのため利用が集中す 質問の要旨 る土日等の予約は、争奪戦となっている。区内の生涯学習施設の利用率は、 平均利用率であるため、実態を反映しているとはいえない。一方大師前駅 (2)前に建設する複合施設では、最大で収容200名のイベントができる施設に 期待が集まっている。

この間大規模ホール建設を求めて来たが、同時に区民がスペースに余裕

	をもって気軽に利用できる施設増を計画すべきだがどうか。
回 答	梅田・竹の塚センターホールの土日等の予約は、抽選になるほど申込が多いことは承知しております。しかしながら、西新井文化ホール、シアター1010などの区施設のほか、民間文化施設も存在することから、新たなホールの建設は現在のところ考えておりません。なお、30年前の平成3年度で区民福祉センター3施設のほか文化会館など6施設、約2,000席分の施設がございましたが、現在、西新井文化ホールのほかに、シアター1010や天空劇場など6施設、約3,000席分の施設が稼働しています。
	(担当所管:生涯学習支援室 地域文化課) ③オンライン環境について
質問の要旨 ③	コロナ禍で接触をさけるオンラインの会議・ミーティングやイベントが 必須となっているが、区施設はこれに見合った環境になかった。 わが党が緊急申入れや今年の決算特別委員会等で改善を求めたところ、 区長は決算特別委員会で「(生涯学習施設以外の施設を含め)全体で今、 それぞれの施設でどれくらいの利用・需要があるかを調査している。需要 を捉えながら適切に早期に対応」と答弁し、生涯学習施設だけでなく、庁 舎ホール、要望の強かった竹の塚障がい福祉館はじめ各住区施設に整備さ れる。しかし、区民が多く利用する貸室のある「こども支援センターげん き」「勤労福祉会館(綾瀬プルミエ内)」などには未だ Wi-Fi 環境が整備さ れていない。直ちに改善するとともに、各施設の利用者に広く周知をし、 区民の活動を支援すべきではないか。
回 答	「こども支援センターげんき」の研修室につきましては、主に教育委員会の事業や研修・会議等で使用しており、一般貸出は平日・土曜日の夜間及び日曜・祝日に限られています。現在、Wi-Fi 環境は設置されておりませんが、今後は、一般貸出のWi-Fi 機器について、会議室の利用状況を見て必要台数を設置してまいります。 「勤労福祉会館 (綾瀬プルミエ内)」につきましては、現在、企業経営支援課においてWi-Fi 利用に関するアンケートを実施しております。令和3年12月までのアンケート結果に基づき、Wi-Fi機器の具体的な整備内容を検討し、本格導入は令和5年4月の会館リニューアルオープン後となりますが、当面は移転先で暫定導入し対応していきます。 Wi-Fi機器の設置に際しましては、区ホームページ等でWi-Fi利用が可能な旨の周知を行ってまいります。 (担当所管:政策経営部 ICT戦略推進担当課)

質問の要旨 ④	(2) 地域包括ケアと医療・介護など在宅療養連携について ④区は医療介護連携のツールとしての「メディカルケアステーション (MCS)」ソフトの活用について、第3回定例会代表質問に対し「改善する」旨の答弁を行ったが、未だ改善されていない。ただちに改善すべきではないか。
回 答	地域包括ケア推進課および地域包括支援センターが、すでにメディカルケアステーションをフルに活用している医師や訪問看護サービス事業者等と連携できるように、取り扱う個人情報は軽微な情報に限定せず、詳細な情報も共有ができるようにしたガイドラインの改正案を、12月27日に開催の個人情報保護審議会に再諮問する予定です。  (担当所管:高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課)
質問の要旨 ⑤	⑤足立区でも先進自治体同様に真に多職種連携が広がるよう取り組むべ きと思うがどうか。
回 答	令和3年度に各ブロックの医療・介護関係者からなる世話人会を新たに 組織しました。今後、ブロックごとに世話人会や多職種連携研修などの場 で、相互理解や連携をさらに深めるために必要なルールやマニュアルなど の素案について、先進自治体の取り組みを参考に、令和4年度末を目途に 取り組んでいきます。 (担当所管:高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課)

2 8050 問題、ひきこもり支援について		
質問の要旨 ①	(1)基本的な考え方と方向性について ①ひきこもり問題の第一人者は「大半の当事者は、発達障害傾向がある。 学校や社会のなかで適応できず、生きづらさを抱えている」「特性や生 きづらさを理解し『心の手当て』が必要」アウトリーチのタイミングを 見逃さないことともに居場所支援が重要「『家族関係の改善がポイント』 であり、『生きづらさ』を理解し、当事者や家族の心が楽になる環境を つくることで、氷のように凍った心を溶かす支援につながる」と指摘し ている。また区主催のセミナーでは「ひきこもりを『悪』とみれば、当 事者を追い詰める。個を尊重しじっくり構えることが重要」との旨が各 報告・発言者から語られた。これらについて、どう考えるか。このよう な立場でよりそい支援を強めるべきではないか。	
回 答 ①	ひきこもり支援においては、当事者や家族の特性や生きづらさを理解し、個を尊重した寄り添い支援を行うことが重要だと考えております。今後もセーフティネットあだちや保健センター等との連携を密にし、当事者へのアウトリーチの機会を的確に捉え、そのうえで居場所支援の活用を図っていくなど個々に応じた支援を実施してまいります。また、すでにくらしとしごとの相談センターやセーフティネットあだち、ひきこもり家族会では、親からの相談を随時受け付けており、引き続きそのご家庭に寄り添った継続的な支援を行ってまいります。 (担当所管:福祉部くらしとしごとの相談センター)	
質問の要旨 ②	(2) 具体的な取り組みについて ②相談窓口の周知は十分とはいえず、とりわけ「くらしとしごとの相談センター」が「窓口」「支援拠点」であることは知られていない。「ひきこもり支援センター」など、当事者や家族にわかる名称を設け、周知をひろげる必要があるがどうか。	
回 答 ②	「ひきこもり支援センター」などの名称を設けることは今後検討してまいりますが、当面は相談窓口がくらしとしごとの相談センターであることの周知を強化してまいります。 (担当所管:福祉部 くらしとしごとの相談センター)	
質問の要旨 ③	③「居場所(セーフティネットあだち内)」は、苦しさを吐き出す場、同じ仲間がいる場、共感してもらえる場となるように、工夫して取り組んでいる。運営者は「当事者は、他人とのコミュニケーションが取れないのではなく、他人との距離感がつかめないことが多い。だから『居場所』で、コミュニケーションの経験を積むことで距離感をつかめることが大切」と語っている。しかしこの「居場所」は、事務スペース兼用で決して広いとはいえない。現場の意見を聞きながら、拡充すべきではないか。	

回 答	ひきこもりの居場所につきましては、支援の内容や中身が重要と考えておりますが、広さにつきましては利用者の利用頻度等を勘案し、現場の声を聞きながら検討してまいります。 (担当所管:福祉部 くらしとしごとの相談センター)
質問の要旨 ④	④ひきこもりセーフティネットでは、前向きな取り組みが行われているが、相談回数は、月70人前後(のべ年間800~900回)、居場所登録者は10人未満で、6430人と推定される対象者に見合った規模になっていない。どうしたら良いかを一緒に考え、当事者だけでなく、親を継続的に支えていく体制を区として強めるべきではないか。
回 答 ④	当事者だけでなく親への継続的な支援を強めるため、セーフティネット あだちやひきこもり家族会及び関係機関とは定期的な情報交換会や事例 検討会を引き続き開催し、更なる情報共有を図ってまいります。 また、一人でも多くの方が支援につながるようセーフティネットあだち について、広報紙やホームページに加え、地域包括支援センターや民生・ 児童委員などの会議の場でも積極的に周知いたします。 (担当所管:福祉部 くらしとしごとの相談センター)
質問の要旨 ⑤	⑤8050、7040 問題では、親世代が要介護状態になった場合に家事援助(生活介助)を受けることが出来ないとの誤解が広くある。ケアマネジャーが理由書を書けば、利用できることを広く知らせていく必要があると思うがどうか。
回 答	同居家族がいてもケアマネジャーによる理由書があれば家事援助(生活介助)を受けられることは、引き続き区ホームページとともに介護事業者との会議などで広く周知してまいります。 (担当所管:福祉部介護保険課)